

肥料販売業務届出関係手引

静岡県経済産業部農業局 食と農の振興課

用件別の御案内 目次

用 件	該当ページ
はじめて静岡県内に事業場を設けて肥料を販売する	肥料販売業務開始の届出 →5 ページ
販売業者が肥料の容器や包装を開いて変更して売る (仕入れた肥料を小分けに包装し直すなど)	保証票の添付 →9 ページ
販売業務を行う事業場の所在地を変更する	届出事項の変更 →14 ページ
県内にある保管する施設の所在地を変更する	
個人の届出者の氏名を変更する(同一の個人に限る)	
個人の届出者の住所を変更する	
法人の名称を変更する	
法人の代表者の名称を変更する	
法人の主たる事務所の所在地を変更する	
法人格を変更する(例: 有限会社から株式会社への変更)	
静岡県内に2以上の販売事業場があったが、事業場を追加または廃止する	
静岡県内での販売をやめる(県内から事業場がなくなる)	届出の廃止 →17 ページ
法人ではない届出者が相続に伴い代表者を変更する (親から子への変更を含む)	届出の廃止 →17 ページ 肥料販売業務開始の届出 →5 ページ
個人から法人へ変更する(法人から個人も同様)	
法人の合併により地位を継承する	
営業権譲渡契約により営業権を譲渡する	

1 肥料販売に伴う義務と手続き

- 肥料の品質の確保等に関する法律でいう業務とは、**生産、輸入及び販売行為を反復継続する意思をもって行うことを意味します。**
- これが 1 回の行為であっても反復意思をもって行われるときは、業として取り扱われます。

1-1 肥料販売業務の届出に関する義務

- (1) 肥料の販売に関する届出は、販売業務のみを行う業者だけでなく、肥料の生産又は輸入業者においても伴う業務であることから、初めて肥料の生産又は輸入に関する申請又は届出する場合も必要です。
- (2) 生産業者、輸入業者及び販売業者は、販売業務を開始した後 2 週間以内に都道府県知事に届け出ることが、法第 23 条第 1 項により義務づけられています。
- (3) 都道府県知事に届出を受理された後、次にあげる事項について、各条文により義務づけられています。
 - ① 保証票の添付（法第 18 条など）⇒9 ページ参照
 - ② 届出事項等の変更に伴う届出（法第 23 条第 2 項）⇒14 ページ参照
 - ③ 生産又は輸入の廃止に伴う届出（同上）⇒17 ページ参照

1-2 静岡県知事に届出が必要となる要件

- (1) 静岡県内に事業場を設けて肥料を販売する場合は、静岡県知事あてに届け出てください。提出された届出書に問題ないことが確認されると受理され、届出者に通知が発送されます。
- (2) 同一の人物（法人）であっても、静岡県外で販売する場合は、肥料販売事業場を管轄する都道府県知事ごとに届け出る必要があります。各都道府県の窓口へ確認の上、届出手続きを行ってください。

2 肥料販売業務開始届出について

(1) 届出の時期

販売業務を開始した後2週間以内に届け出てください。

(2) 提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班

(TEL:054-221-2689・2749)

(3) 届出に必要な書類

提出書類等	部数	備考
◇共通で必要な書類		
肥料販売業務開始届出書 (別添様式第17号)	2	・記入方法は6・7ページ参照（記入例①）
販売に係る肥料の種類及び名称	2	・記入方法は8ページ参照（記入例②）
販売事業場の案内図	2	・販売事業場の地図を添付する ・支店や営業所など販売事業場が複数ある場合は、それぞれの地図を添付する
◇初めて届出する場合に必要な書類		
(法人の場合) 登記事項証明書	1	・住民票は個人番号(マイナンバー)の記載の <u>ない</u> ものを添付する ※コピー可
(個人の場合) 住民票		

※提出書類について

- ・ 2部提出されたうちの1部は、副本として返却します。
- ・ 届出書の用紙は「静岡県ホームページ→申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。
- ・ 個人の方は、『静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例』（平成20年4月1日施行）により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、居住地の確認をすることにより、住民票の添付を不要とすることができます。

(4) 肥料販売業務開始届出書の記入上の注意点（→記入例①（7 ページ）参照）

① 氏名

- ・ 届出者が法人の場合は、登記されている社名及び代表者の氏名を記入してください。

② 住所

- ・ 届出者が法人の場合は、**登記されている本社の住所**を記入してください。
- ・ 個人の場合は、**住民票に記載されている住所**を記入してください。

③ 販売業務を行う事業場の所在地

- ・ 静岡県内の販売事業場の名称及び所在地を全て記入してください。

④ 県内にある保管する施設の所在地

- ・ 保管する施設については、所在地の住所を記載してください。
- ・ 施設の名称等は必要ありません。
- ・ 販売する事業場と同じ場合も必ず記入してください。
- ・ 輸入業者にあつて、直接、販売先に引き渡す等の理由により県内に保管場所がない場合は、この欄に記入する必要はありません。

記入例 ①

別添様式第17号

肥料販売業務開始届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

※県外の場合は都道府県名から記入

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

〇〇〇〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 静岡 太郎

電 話 (054) 221 - 2625

下記により肥料の販売業務を行いたいのので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

※右上の住所・氏名欄と同様に記入

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 静岡 太郎
静岡市葵区追手町9番6号

2. 販売業務を行う事業場の所在地

※販売業務を行う事業場すべてについて、所在地、名称を記入すること

静岡市葵区追手町9番6号 〇〇〇〇株式会社 本店
静岡市駿河区有明町1番2号 〇〇〇〇株式会社 駿河支店

3. 県内にある保管する施設の所在地

※販売事業場と同じであっても記入すること・事業場の名称の記載は必要なし

静岡市葵区追手町9番6号
静岡市駿河区有明町1番2号

記入例 ②

販売に係る肥料の種類及び名称

肥料の仕入先		販売に係る肥料の種類 及び名称
氏名又は名称	住所	
(記入例) 仕入れた肥料を販売する場合		「肥料の種類」「名称」は 商品の容器・包装についている 保証票や表示に記載されています
〇〇〇産業(株)	〇〇県〇〇市〇〇町 1 - 2	化成肥料 〇〇〇〇
		堆肥 〇〇〇〇
〇〇〇商店	〇〇県〇〇市〇〇町 2 - 3	配合肥料 〇〇〇〇
(記入例) 自家・自社で生産した肥料を販売する場合		
自社(家)生産	静岡県〇〇市〇〇町 3 - 4	堆肥 牛ふん堆肥

3 保証票等の添付について

販売業者が、肥料の容器や包装を開き又は変更したとき等は、その容器又は包装の外部に、次にあげる事項を記載した「保証票」を付さなければなりません。

(参考) 各種肥料の保証票等の作成例は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)のホームページで紹介されています。

独立行政法人農林水産消費安全技術センターホームページ：<http://www.famic.go.jp/>

◆特殊肥料のうち、「堆肥」又は「動物の排せつ物」を販売する場合(混合特殊肥料含む)
別添様式第23号

○	2 cm以上
肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称 肥料の種類 届出をした都道府県 表示者の氏名又は名称及び住所 正味重量 生産(輸入)した年月 原料 主成分の含有量等	

備 考

- 表示には、日本産業規格 Z 8305に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 様式中最上部 2 センチメートルの部分は、容器又は包装の外部に縛り付け又は縫い付ける場合を除き付けなくてもよい。
- 届出受理番号がある場合は、「届出をした都道府県」の欄に記載する。
- 様式の枠内には、表示事項以外の事項を記載してはならない。
- 肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合には、様式の文字及び数字の大きさは適宜とする。
- 表示に用いる文字の色、大きさ等は、次の掲げるところによらなければならない。
(ア) 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とすること。
(イ) 表示に用いる文字は、消費者の見やすい大きさ及び書体とすること。
- 生産若しくは輸入又は表示した年月を記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 原料を記載することが困難な場合には、「原料」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 混合特殊肥料の原料は、重量割合の大きい順に、①特殊肥料の種類で表示、②原料が堆肥や動物の排せつ物であれば、[] を付して、堆肥や動物の排せつ物の原料を表示、③原料が混合特殊肥料であれば、構成する特殊肥料に分解して表示。
- 混合特殊肥料で表示する材料は、①混合特殊肥料の生産時使用した材料、②原料として混合特殊肥料に使用された材料、③原料由来の摂取防止材を表示。

◆特殊肥料（堆肥又は動物の排せつ物以外）を販売する場合

別添様式第24号

○	2 c m以上
特 殊 肥 料	
指定名 肥料の名称 届出を受理した都道府県 原料 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称 及び住所	

備 考

- 表示には、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 様式中最上部2センチメートルの部分は、容器又は包装の外部に縛り付け又は縫い付ける場合を除き付けなくてもよい。
- 届出受理番号がある場合は、「届出を受理した都道府県」の欄に記載する。
- 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。なお、販売業者が記載する場合であって、生産した年月を知らないときは、「生産した年月」の欄を「添付した年月」とし、添付した年月を記載する。
- 販売業者の氏名又は名称及び住所を記載する場合には、「生産業者の氏名又は名称及び住所」の欄の下に「販売業者の氏名又は名称及び住所」の文字を付して記載する。
- 昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料の指定)の1の(イ)若しくは(ロ)又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の四の(1)若しくは(2)の表に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、原料の欄に「牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである」旨を記載する。
- 生産に当たって動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きんたん白質又は魚介類由来たん白質をいう。)が使用されたもの(牛由来の原料を原料としたものを除く。)については「この肥料には動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。」と記載する。
- 生産に当たって牛由来の原料を原料としたものについては、「この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用しないで下さい。」と記載する。
- 生産に当たって肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第64号)第1条第1号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載する。

◆販売業者が、登録を受けている普通肥料の容器や包装を開き又は変更した場合

別添様式第25号

○	2 c m以上
販 売 業 者 保 証 票	
肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入割合 (%) 正味重量 生産(輸入)した年月 生産業者(輸入業者)の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	

備 考

- 保証票には、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 保証票を容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、様式中最上部 2 センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 肥料の正味重量が 6 キログラム以下の場合に付する保証票の文字及び数字の大きさは、適宜のものとする。
- 原料の種類の記載は、農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 材料の種類、名称及び使用量の記載は、農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣が定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。
- 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 混入した物の名称及び混入割合の記載は、公定規格で定める農薬その他を公定規格で定めるところにより混入した場合に限る。
- 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 生産(輸入)した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」もしくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産(輸入)した年月」もしくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産(輸入)した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産(輸入)年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

◆販売業者が、指定混合肥料の容器や包装を開き又は変更した場合

別添様式第26号

○	2 c m以上
指定配合（化成）肥料 販売業者保証票	
肥料の名称 保証成分量（％） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	

備 考

- 保証票には、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 保証票を容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、様式中最上部 2 センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 肥料の正味重量が 6 キログラム以下の場合に付する保証票の文字及び数字の大きさは、適宜のものとする。
- 原料の種類の記載は、農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 材料の種類、名称及び使用量の記載は、農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣が定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。
- 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」もしくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」もしくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

○
特殊肥料等（土壌改良資材）入り指定混合肥料 販売業者保証票
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所
----- 主成分の含有量

2 c m以上

備 考

- 保証票には、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 保証票を容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、様式中最上部 2 センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 肥料の正味重量が 6 キログラム以下の場合に付する保証票の文字及び数字の大きさは、適宜のものとする。
- 原料の種類の記載は、農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 材料の種類、名称及び使用量の記載は、農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣が定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。
- 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」もしくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」もしくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

4 届出事項変更等に伴う手続き

届出事項の変更等に伴う届出義務(法第 23 条第 2 項関係)

届け出た販売業務の内容について、次にあげる事項の変更が生じたときは、静岡県知事に届ける義務があります。

- ① 氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地
- ② 販売業務を行う事業場の所在地
- ③ 県内にある保管する施設の所在地
- ④ 静岡県内に 2 以上の販売事業場がある場合は、事業所の追加又は廃止
- ⑤ 有限会社から株式会社に変更したとき

(注) 以下の場合、廃止の届出の後、新たに開始の届出を行ってください。

- ① 相続に伴う代表者の変更（親から子への変更を含む）
- ② 個人から法人への変更（法人から個人も同様）
- ③ 法人の合併による地位の継承
- ④ 営業権譲渡契約による営業権譲渡

(1) 届出の時期

変更した日から2週間以内に届け出てください。

(2) 提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班

(TEL:054-221-2689・2749)

(3) 届出に必要な書類

提出書類等	部数	備考
◇共通に必要な書類		
肥料販売業務開始届出事項変更届出書 (別添様式第18号)	2	・記入方法は16ページ参照
◇（法人）法人の名称、代表者、主たる事務所の所在地、法人格を変更した場合		
登記事項証明書	1	・変更の内容がわかるもの ※コピー可
◇（個人）届出者の氏名（同一の個人に限る）または住所を変更した場合		
住民票	1	・住民票は個人番号(マイナンバー)の 記載の <u>ない</u> ものを添付してください ※コピー可

※提出書類について

- ・2部提出されたうちの1部は、副本として返却します。
- ・届出書の用紙は「静岡県ホームページ→申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。
- ・個人の方は、『静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例』（平成20年4月1日施行）により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、居住地の確認をすることにより、住民票の添付を不要とすることができます。

記入例

別添様式第18号

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

※県外の場合は都道府県名から記入

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

〇〇〇〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 静岡 太郎

電話 (054) 221 - 2625

※販売業務開始届出日を記入

さきに 〇〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する
法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更
が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

2. 変更した事項

例1. (新) 代表取締役 静岡 太郎 (旧) 代表取締役 静岡 花子

例2. (新) 〇〇会社 静岡支店・清水支店 (旧) 〇〇会社 静岡支店

3. 変更した理由

例1. 代表者の変更

例2. 販売事業場の追加

5 販売事業廃止に伴う手続き

販売事業の廃止と届出義務（法第 23 条第 2 項関係）

届け出た販売事業を廃止したときは、その旨を静岡県知事に届け出る義務があります。

※静岡県内から販売を行う事業場が全てなくなる場合等

（注）以下の場合は、廃止の届出の後、新たに開始の届出を行ってください。

- ① 相続に伴う代表者の変更（親から子への変更を含む）
- ② 個人から法人への変更（法人から個人も同様）
- ③ 法人の合併による地位の継承
- ④ 営業権譲渡契約による営業権譲渡

（1）届出の時期

廃止した日から2週間以内に届け出てください。

（2）提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班

（TEL:054-221-2689・2749）

（3）届出に必要な書類

提出書類	部数	備考
肥料販売業務廃止届出書 (別添様式第19号)	2	・記入方法は18ページ参照

※ 提出書類について

- ・ 2部提出されたうちの1部は、副本として返却します。
- ・ 届出書の用紙は「静岡県ホームページ→申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。

記入例

別添様式第19号

肥料販売業務廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

※県外の場合は都道府県名から記入

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

〇〇〇〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 静岡 太郎

電 話 (054) 221 - 2625

※ 販売業務開始届出日を記入



さきに 〇〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を令和〇〇年〇〇月日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

様式集

肥 料 販 売 業 務 開 始 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所

氏 名

電話 () —

下記により肥料の販売業務を行いたいのので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所

2. 販売業務を行う事業場の所在地

3. 県内にある保管する施設の所在地

販売に係る肥料の種類及び名称

[illegible]

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した年月日 年 月 日

2. 変更した事項
（新）

（旧）

3. 変更した理由

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） —

さきに、 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する
法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を
年 月 日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出
ます。